

令和8年度
越前市家屋図データ修正業務

仕様書

令和8年__月

越 前 市

越前市家屋図データ修正業務仕様書

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 「越前市家屋図データ修正業務」(以下「本業務」という。)は、業務の効率化を図るとともに、固定資産 GIS における基盤図並びに課税客体(家屋)の状況を正確かつ効果的に把握する資料に資することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本仕様書は、越前市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)へ委託する本業務について適用するものとする。

(業務概要)

第3条 本業務における概要は次のとおりとする。

(1) 家屋図データ修正 対象家屋見込 75,000 棟

(業務期間)

第4条 本業務の業務期間は、契約締結の翌日から令和9年2月26日までとする。

(準拠する法令等)

第5条 本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、次の関係法令、諸規則等に準拠し実施するものとする。

- (1) 測量法
- (2) 作業規程の準則(一部改正 令和7年3月31日国土交通省告示 第240号)
- (3) 国土交通省公共測量作業規程(平成28年3月31日国土地第190号)
- (4) 福井県公共測量作業規程
- (5) 地理空間情報活用推進基本法
- (6) 地理情報標準
- (7) 総務省「共用空間データ調達仕様書及び基本仕様書」
- (8) 地方税法(昭和25年法律第226号)
- (9) 固定資産評価基準
- (10) 不動産登記法(平成16年法律第123号)
- (11) 越前市契約規則
- (12) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (13) その他の関係法令及び諸規則等

(疑義)

第6条 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上で、甲の指示に従い、業務を遂行するものとする。

(提出書類)

第7条 乙は本業務の着手に先立ち、各工程における作業方法、作業日程について適切な業務実施計画を立案し、下記の書類を提出し、甲の承認を得るものとする。尚、変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届

- (2) 工程表
- (3) 主任技術者、現場代理人届
- (4) 業務実施計画書(業務実施計画書の作成にあたっては、甲と乙で十分協議の上、作成するものとする。)
- (5) プライバシーマーク登録証明書
- (6) ISMS登録証明書
- (7) 品質マネジメントシステム ISO9001(QMS)登録証明書
- (8) その他必要な書類

(配置技術者)

第8条 管理技術者は、測量法に定められた測量士の資格を有するとともに、税務事業における家屋図修正作業等に精通した者を選任しなければならない。また、成果物の内容の照査を行うため照査技術者として、空間情報総括管理技術者を配置するものとし、実施計画書における体制表に記載するものとする。

(精度管理)

第9条 乙は、測量の正確さを確保するため適切な精度管理を行い、この結果に基づいて精度管理表等を作成し、これを甲に提出しなければならない。

乙は、各工程作業別の終了時その他適宜この規定に定める点検を行わなければならない。また、作業の終了後速やかに点検測量を行うこととし、点検測量率は2.0%とする。

(工程管理)

第10条 乙は、工程表および精度管理基準に基づき適正な工程、精度管理等を行い、随時甲に報告するものとする。

(関係官公署等への手続き)

第11条 本業務に必要な関係官公署等に対する手続きは、甲と乙で協議を行った上で、乙の責任において速やかに処理を行うものとする。なお、乙は関係官公署への手続き関係資料については、関係官公署提出用書類と甲保管用書類の2部を作成するものとする。

- (1) 測量標の使用承認申請(測量法第26条)
- (2) 測量成果の使用承認申請(測量法第30条)
- (3) 測量成果の複製承認(測量法第43条)
- (4) 公共測量実施計画書の提出(測量法第36条)
- (5) 公共測量成果の提出(測量法第40条第1項)
- (6) 製品仕様書作成及び品質評価の報告
- (7) その他必要な手続き

(紛争の回避)

第12条 乙は作業の実施にあたり、国有、公有又は私有の土地に立入る場合は、あらかじめ甲に報告するとともに、乙の責任において関係者と緊密かつ十分な協調を保ち円滑に進めなければならない。また、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

(損害賠償)

第13条 乙は、本業務によって生じた諸事故、賠償等に対しては、速やかに甲に報告するとともにその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、乙の責任においてその一切を処理するものとする。

(貸与資料及び使用制限)

第14条 甲は、本業務の実施あたり必要な資料を乙に貸与するものとする。なお、乙は、貸与された資料等の取り扱いおよび保管を慎重に行い、業務上必要であっても甲の承諾なくして複製してはならない。乙は、業務完了後、速やかに甲へ返納するものとする。また、乙は貸与された資料に破損ならびに滅失、盗難等のないよう慎重に取り扱わなければならない。

なお、甲は業務の実施にあたり、下記の資料を貸与するものとする。

- (1) 越前市都市計画基本図 DM データファイル
- (2) 越前市航空写真撮影成果
- (3) その他必要と認める資料

※(2)越前市航空写真撮影成果(令和8年)については、福井市が発注している「ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン 令和8年度 広域航空写真地図データ整備業務」の成果品が越前市に納品された後の提供となる見込み。

(完了検査)

第15条 乙は、成果品について甲の検査を受けるものとし、その検査合格をもって成果品の引渡しを行うものとする。なお、乙は本検査において成果品に不備があった場合は、速やかに成果品の修正と再納品を行うものとする。

(成果品の瑕疵)

第16条 本業務の成果品の引渡し後であっても、乙の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、乙の負担において速やかに成果品の再検査をし、訂正、補測または再作業をしなければならない。

(成果品の帰属)

第17条 本業務において作成した成果品等については甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく複製、貸与並びに廃棄してはならない。

(個人情報の保護及び情報セキュリティ)

第18条 本業務にあたっては、性質上、個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、JISQ15001「プライバシーマーク(P マーク)」及び作業拠点及び契約拠点で取得している JISQ27001「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)」に準拠した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならない。なお、同登録証明書については、契約時に甲に提出するとともに、適切な情報管理体制とセキュリティ体制を担保し業務を遂行しなければならないものとする。

また、貸与資料に関して、乙は、プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステムをもとにした社内規定に準拠して、資料の貸与を受けるものとする。

(秘密保持)

第19条 乙は、本業務の遂行上知り得た内容について第三者に漏洩してはならない。業務が終了し、またはこの契約が解除された後においても同様とする。また、契約時に、甲が作成する秘密保持に関する契約書を締結するものとする。

(再委託の禁止)

第20条 乙は本業務を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理以外の業務を再委託する場合であって、当該再委託が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本契約の締結時における別紙1の履行体制図に定めるものであるとき。
- (2) 甲の承認を得たものであるとき。
- (3) 別紙2の条件に該当する第三者に対するものであるとき。
- (4) 別紙3の軽微な再委託に該当するとき。

(品質管理等)

第20条 乙は、ISO9001(品質マネジメントシステム)を有するものとし、品質管理の向上に努めるものとする。また、証明する書類の写しを入札後速やかに、甲に提出するものとする。

第 2 章 家屋データ修正

(計画準備)

第21条 乙は、家屋図異動修正行うための作業手順や作業工程について、実施計画を立案するとともに、貸与資料を効率的に更新できるよう利用機器や現行データの調整など前処理を行って後続の作業に備えるものとする。

(資料収集整理)

第22条 甲は、本業務の実施にあたって必要な資料を乙に貸与するものとする。なお、乙は、貸与された資料等の取り扱いおよび保管を慎重に行い、業務上必要であっても税務課の承諾なくして複製してはならない。

乙は、業務完了後、貸与された資料を速やかに税務課へ返納するものとする。また、乙は貸与された資料に破損ならびに減失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

乙は、業務実施期間中において甲から前項の資料の返却の指示を受けたときは、速やかに当該資料を返却するものとする。

(予察)

第23条 既撮影成果と、越前市基盤図データとの対比を行い、家屋一棟毎に判読照合し、不一致リスト及び位置図等を作成するものとする。

甲が貸与する建物登記申請書副本及び建物所在図を用いて、家屋課税調書データを事前に家屋現況図等に登記物件とわかるよう表示し、現況と確認するものとする。また、位置精度の検証も同時に行うものとし、検証結果は出力図で報告するものとする。

(家屋図修正編集)

第24条 予察の結果を利用し、家屋現況図の形状及び位置修正を行い、データの入力を行うものとする。また、更新情報は、編集用図面に示すとともに、異動家屋リストを作成する。

家屋現況図のデータは、ポリゴンデータにて修正するものとし、地図情報レベル 1000 で行うものとする。

撮影時点以降の家屋図修正作業は、「甲」が貸与する建物登記事項証明書の写し及び建物所在図を用いて修正し、家屋図修正の時点を令和7年1月1日とするものである。

(家屋図データファイル作成)

第25条 上記作業で修正編集されたデータを越前市標準フォーマット「Shape 形式」で作成するものとする。なお、属性データに関しては、甲の指示に従って入力を行うものとする。

また、撮影時点以降の建物登記申請書副本及び建物所在図を用いて修正した図形データについては、属性において、その事実が分かるように区分するものとする。

(固定資産 GIS 更新)

第26条 本業務で作成・修正した家屋データは、納品後、越前市が使用している「越前市固定資産 GIS システム」へ搭載される。搭載に際しては、データ形式やスケジュール等について、甲、乙及び越前市固定資産 GIS 保守業者の三者で調整するものとする。

(打合せ協議)

第27条 乙は作業期間中、甲と打合せを密に行うものとし、進捗状況に応じ随時報告をしなければならないものとする。

また、打合せ記録簿を作成し、甲と乙が、各1部保管するものとする。

第 3 章 納入成果品

(報告書)

第28条 本業務の作業方法、作業人数、経過及び結果等について、簡潔に取りまとめた報告書を作成するものとする。

(納入成果品)

第29条 本業務において納入する成果品は下記のとおりとする。

(1) 家屋図データ修正

①	予察結果報告書(不一致リスト及び図面)	1式
②	異動家屋リスト(Excel形式)	1式
③	家屋マッチングリスト(Excel形式)	1式
④	家屋データファイル(Shape形式・)	1式

(2) その他

①	報告書(製品仕様書・品質評価結果報告書含む)	1式
②	その他「甲」が指示する書類、資料等	1式

※(1)家屋図データ修正における①から③については、当該異動物件(マッチング結果)の所在地(おおよその町名、小字及び地番等)・異動内容等を表記することとする。詳細な表記方法、データの記録方法については、甲と乙が協議して定めることとする。

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・本委託業務の遂行に関与する全ての各事業参加者の事業者名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲(具体的かつ明確に記載すること)
- ・業務の分担関係を示すもの

ただし、次に掲げる事業参加者については記入の必要はない。

- ・別紙3に定める軽微な再委託

①通常(甲乙間)の契約の場合

事業者名	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
A(再委託先)	福井県越前市……	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
B(再委託先)	〃	〃	〃
C未定(再委託先)	〃	〃	〃
D(再々委託先)	〃	記入不要	〃
E未定(再々委託先)	〃	〃	〃
F(それ以下の委託先)	〃	〃	〃

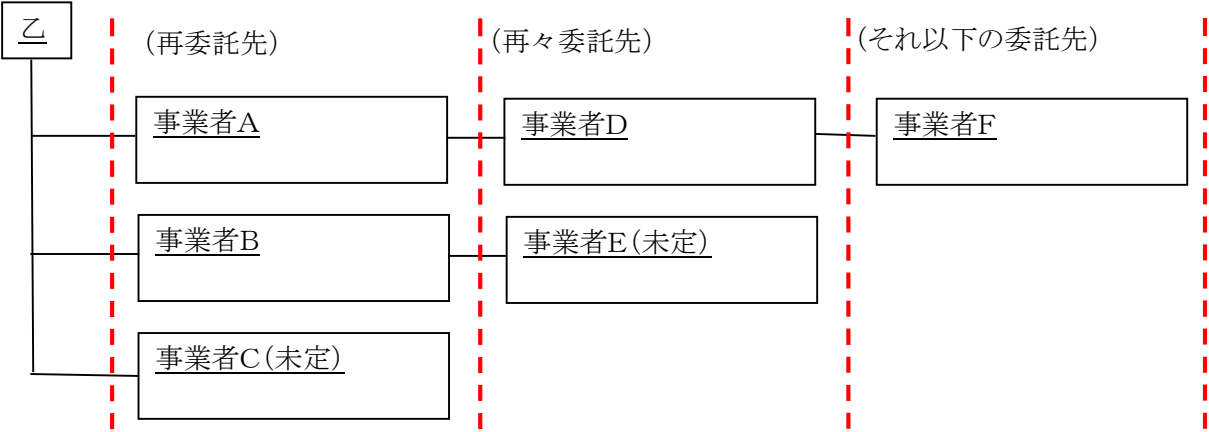
②再委託費率

再委託・外注費(※)の契約金額(見込み)の総額(消費税込み)÷契約総額(消費税込み)×100により算出した率を記載。

※対象経費は、他の事業者に特定の役務依頼を行う事業であるため、備品や消耗品の購入、謝金や補助員人件費などは対象外。

※別紙3に定める軽微な再委託・外注費も含んだ金額で算出すること。

	%
--	---



特定の再委託先^(※)を決定するに当たっての条件

【条件の記載例】

(1)再委託の必要性及び妥当性の観点から次の条件に該当すること。

委託業務を行う事業者自身が再委託する業務を行う能力を有していないこと、又は再委託を行うことにより委託事業において効率化が図られると見込まれること。

(2)事業者の事業執行能力の観点から次のいずれにも該当すること。

- ① 再委託を受ける事業者が当該再委託契約を履行する能力を有し、委託事業の確実な履行が確保されること。
- ② 再委託を受ける事業者が債務超過又はそれに類する状態（注1）（ただし、当該再委託契約の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合（注2）を除く。）にないこと。
（注1）：「債務超過に類する状態」とは、例えば、自己資本比率が著しく低い状態を指す。
（注2）：資金の確保状況については別紙1 履行体制図の業務の範囲欄において、記載すること。
- ③ 再委託を受ける事業者が、官公庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【再委託を行わない場合の記載例】

- ・条件による再委託先決定は行わない。

※「特定の再委託先」とは、別紙2の履行体制図において「未定」となっている再委託先をいう。

(別紙3)

軽微な再委託

軽微な再委託とは総契約金額の 1 割以下の金額で契約された、印刷・製本等に類する事務的業務の再委託をいう。